

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第40回）議事概要

1 日時

平成29年11月28日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）稲川祥子，及川靖，小川恭子，小出幹，後藤力哉，島田季一，定塚誠，千葉悦子，秀嶋ゆかり，本間雅恵，山本哲生，湯川浩昭（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同刑事訟廷裁判員調整官，同事務局長，同事務局次長，同総務課課長補佐

（庶務）札幌地方裁判所総務課長，同総務課課長補佐，同総務課文書係長

4 議事トピックス

(1) 札幌地裁総務課課長補佐から札幌地裁における要配慮者対応について，同刑事首席書記官及び同裁判員調整官から配慮が必要な裁判員や同候補者への対応につき機器の実演を含めた説明がされ，引き続き意見交換がされました。

(2) 次回の委員会では，「民事調停制度を中心に裁判所をもっと身近にする方策」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【委員長の互選】

互選により、定塚誠委員が委員長に選任された。

【議事開始】

■ これから議事に入ります。

【要配慮対応について】

- (1) 札幌地裁総務課課長補佐から、要配慮者対応について説明がされた。
- (2) 同刑事首席書記官及び同裁判員調整官から、配慮が必要な裁判員や同候補者への対応につき機器の実演を含めた説明がされた。
- (3) 質疑応答及び協議
 - 札幌地家裁共同で、要配慮者対応研修を実施しているということですが、研修内容や講師について教えてください。また、配慮を希望する場合の相談窓口は総務課であるとのことですが、それはどのように周知しているのですか。
 - 内容は、障害者差別解消法についての講義、発達障害の方の対応についての講義、そして配慮が必要な方々それぞれの特質に応じて、どのように対応すべきかという事例検討を行っています。発達障害についての講師は、札幌市自閉症・発達障がい支援センターの方に引き受けてもらっています。
 - 総務課が窓口であるという点については最高裁のホームページに掲載しています。
 - 裁判員などで裁判所に来庁された方については、個別に対応しているところですが、傍聴希望などで来庁される一般の方々の対応については総務課で行っているということです。
 - 多目的トイレが庁舎内のどこにあるかは、何を見ればわかるのですか。
 - エレベーター内や各階に掲示している案内板に表示しています。多目的又は車椅子対応トイレは、本館の1，2，7階及び別館の1，5階の5か所に設置しています。
 - 当事者対応研修を受講した職員の意見や研修結果を反映して施設の整備を行ったことはありますか。
 - 私も研修を受けましたが、研修は、施設の整備面というよりも介助方法についての実演や障害者の疑似体験を通して、具体的な経験を積んでもらったり、障害者の心情

を理解し、どのような対応をしていったらよいかということを学ばせてもらいました。

- ケガをすると、普段は気づかなかった点につき、不自由を感じることも多いです。例えば、地下鉄の駅にエレベーターがあることは知っているが、実際に使おうとすると、どこにエレベーターがあるのか、案内はどこでされているのかわからない。

ハンディキャップを抱えた人の身になって考えられているのかという点につき、全職員が身をもって経験し、職務に反映させていくことが大事だと思います。

先程の説明で耳の聴こえない当事者について、法廷を変えたという話がありましたが、それは被告について対応したということですか。

- 民事訴訟のケースで、通常の法廷からラウンドテーブル法廷という部屋に変えたというものです。ラウンドテーブル法廷では、弁論準備手続などの期日を開くことができます。皆が近くに座ることができますので、例えば耳の不自由な人の近くで話すことができます。

- 部屋を変えるまでは、耳の聴こえない人に対し、何も配慮せず裁判を行っていたのですか。

- 通常の法廷で裁判を行う際は、耳の不自由な人に対して、なるべく大きな声で話をします。また、次回期日からラウンドテーブル法廷に変えて裁判を行うというのはよくあるケースです。ラウンドテーブル法廷は、通常の法廷より部屋が小さく、近くに座ることができるので、紹介した事案以外でも日常的に使用しているところです。

- 大学では入学時点で、本人の申請により、配慮が必要な旨を教務部に申し出てもらって、教員もそれに基づいて配慮を行っているところです。最近では、難聴の学生を前列の席に座らせたり、発達障害の学生を教室の端の方の席に座らせたりという配慮をしています。

ところで、要配慮イコール障害ではなく、配慮すべき人には、高齢者や子連れの方も含まれると思うのですが、地裁として要配慮という点についてはどのように捉えているのでしょうか。

- 高齢者、子連れの方については、これまでも配慮をしておりますが、今回は、障害者差別基本法等の施行に伴い、特に障害者に説明事項を絞ってお伝えしているところです。

- 検察庁でも法律の施行により、対応要領を作成し、ホームページに掲載し、全職員に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を行う旨の周知を行ったところです。また平成29年3月に全職員を対象に研修を行いました。

相談窓口等についても最高検ホームページで窓口を明示するとともに、札幌地検の

ホームページにも明記して連絡先を明らかにしているところです。また各種設備面の状況の有無、例えば車いす対応の駐車場、エレベーター、多目的トイレ、また筆談対応、補助犬同伴の可否等につきホームページに情報を掲載しています。

なお、今までのところ、相談窓口に苦情や要望が寄せられた実績はありませんし、裁判所への要望も考えていません。

- 司法書士会館のバリアフリー化については、順次対応しているというのが現状です。司法書士会全体の取り組みとしては、ホームページの文字を大きくしたり、色使いを考えて見やすくしたり、音声読み上げ機能を利用できるようにしたりといったことが挙げられます。また、面談や相談を行うにあたって、先程の裁判所の説明にあった質問票に記載されている内容を事前に聴取しておけばよりきめこまやかな対応ができると思い、参考になりました。

裁判所が依頼する手話通訳人や外国人通訳人は、どの程度、法律や裁判手続を理解しているのでしょうか。実際、通訳人を介して裁判手続を行うに当たって苦勞されたことはありますか。日ごろ、手話通訳団体とは何か連携しているのでしょうか。

- 弁護士会も通訳人リストを持っています。弁護士会は年1回ぐらい研修を行って、ブラッシュアップをしています。ただ少数言語の場合、通訳人の数が限られており、警察等の取り調べ段階で通訳を行った人と別人を探すのは難しい場合も多く課題となっています。少数言語の場合、過去に東京在住の通訳人に期日のたびに来てもらったこともあります。また、通訳人の能力差も大きいと感じています。過去に通訳人が正しく通訳を行えているかをチェックするため、チェック・インタープリターを法廷で弁護士の隣に座らせようとして裁判所に申し出たのですが、認められず、結局傍聴席に座ってもらったということもあります。

- 刑事事件においては、裁判所は、言語別に全国規模の通訳人のデータベースを作成しており、担当件数などを通じて能力を把握しています。研修は、能力別に応じて行っており、基礎的な研修では、裁判官との面談なども研修内容に含まれています。東京や大阪ではより高度な内容の研修を行っています。

- 過去に勤務した裁判所では、ミャンマー語の通訳をNHKラジオの講師に依頼したこともありました。検察庁においても外語大との提携などを行っている聞いております。少数言語の通訳人確保が課題であることは、認識しているところです。今後とも言語の幅を広げるとともに能力についても向上するよう努力していきたいと思えます。

- 裁判員裁判で手話通訳をしたケースにつき、専門的な用語も含めて、どれくらいスムーズに裁判を進行できましたか。また、手話通訳ではなく、要約筆記なら理解でき

るという方がいた場合は、どの程度スムーズに裁判を進められるのでしょうか。色覚障害者についての対応はどの程度可能ですか。支部について、本庁と同程度の水準に障害者対応を行うことについてどんな苦勞がありますか。

- 手話通訳人については、裁判に臨む前に、事前の打ち合わせを行い、当日行う手続につき、どういう目的で、どんな内容の手続を行うか情報をつかんでもらっています。これは外国人通訳の場合も同様です。

要約筆記については、実例はありませんが、時間がかかるのはやむを得ず、それに合わせて訴訟手続を進めていくことになると思います。

色覚障害者への対応については想定していませんでしたが、裁判員裁判の場合を念頭において話せば、モニター表示するパワーポイントや紙に描く絵図を工夫し、丁寧に説明していく必要があると思います。

- 支部の職員への研修及び教育は、本庁と同様に行っています。しかし、庁舎設備に関しては、古い庁舎ではエレベーターや多目的トイレが設置されていない支部もあるなど、現時点では、本庁と同程度の水準が保たれていない庁舎もあります。備品等も、補聴器等の予算が比較的にかからない物品の整備については支部に整備されていますが、大型のものであれば、事前に連絡を受けた上で本庁から持って行っているというのが現状です。
- 裁判員候補者の中には、子育て中の若いお母さんが乳幼児を預けることができず、連れてくる場合もあると思いますが、託児室や保育士などの利用はできるのでしょうか。また実際に裁判員に選ばれた場合についても教えてください。
- 札幌市の子ども未来局と連携し、裁判員候補者から連絡があった場合は、空きのある保育所を紹介してもらえる態勢がとられています。この点については、裁判員候補者に送付している呼出状に案内パンフレットを同封しています。裁判員に選ばれた場合も同様の対応となります。また、子ども未来局には事前に裁判員裁判の日程をお知らせしています。市外の居住者については、裁判所に連絡をもらえれば、事前に当該市町村に問い合わせを行い、空いている保育所を教えてもらっており、過去何例か紹介した実績があります。
- 保育所を利用する場合、保育費用は負担してもらえるのでしょうか。
- 旅費及び日当は支給しますが、保育にかかる費用の支給はありません。日当は選任手続期日で四、五千人程度、裁判員裁判の期日だと上限1万円です。
- 札幌市では、今回の法律施行を受け、各部署ごとにソフトとハードの両面から対応を整理する取り組みを行いました。ハード面の対応で補えないものは、職員が知恵を出して、柔軟に対応しているのが現状です。外国人対応は、国際部で担当しているほか、

語学に堪能な職員に補足してもらっています。市庁舎の整備は、庁舎管理課が担当しており、身障者対応のトイレについてなどの整備をしています。

以前、白石区役所庁舎の建て直しに関ったことがあり、検討段階では使いやすさを考慮したのですが、実際完成し、使用してみると市民からは駐車場の使い勝手等につき色々な声が出て、対応しているところです。

また、交通局関連の案件ですが、地下鉄さっぽろ駅で南北線と東西線の乗り継ぎが可能となった際、車いす利用者からスロープが長くて急なので使いにくいという声が寄せられました。他にもスロープが長くて歩き疲れるという声もあり、交通局としては一声かけてもらえば車イスを押すといった補助をすると回答しているところです。結局のところ、事案に応じてケースバイケースで対応しているという状況です。

- 北大では、耳の不自由な学生のために、学生からノートテイクを募るという取り組みをしています。

ところで、民事訴訟の当事者において手話通訳の必要なケースはどのくらいあるのでしょうか。必要な場合、手話通訳人の依頼は裁判所でしてもらえるのでしょうか。

- 私が把握している限り、それほど件数はありませんが、以前担当した事件で原告側が通訳人を同行してきたことがありました。
- 民事事件では刑事事件とは違い、当事者自身で通訳を探し、手続上は補佐人の許可を受けることとなります。ただ、最近は障害者の配慮という観点から、裁判所が通訳人を手配する場合もあり、調停事件では年間数件程度あります。調停申立時に聴覚障害がある旨を伝えていただき、裁判所が通訳人の窓口に照会し、手配してもらいます。
- 弁護士会では、高齢者・障害者支援委員会と高齢者・障害者支援センターを中心に取り組みを行い、出張相談なども行っています。また市民集会等で手話通訳人に協力してもらっています。

海外の裁判所では託児施設があるところも多く、過去に札幌弁護士会館への託児所設置を試みたこともあったのですが、今の弁護士会館では実現が難しいというのが結論でした。また、イギリスの裁判所では、1階の受付に民間団体のものも含め色々なパンフレットが置いてあって、事案に応じ、どこで相談できるかわかるように裁判所から説明が受けられるようになっているところがあるなど、バリアーを取り除く工夫は色々な形でできるのかと思っています。裁判所においてはできることからやっていただき、私たちも一緒に協力していきたいです。また、今日のような協議の場、特に外部機関を含めた継続的な協議の場や当事者の意見を聴けるような場があるといいと思いました。

- みなさんから頂いたアイデアを生かして、色々な事態に対応可能な裁判所を目指し

ていきたいと思います。

【次回のテーマについて】

- 先程、支部についての話が出ましたが、その関連で市民にとって利用しやすい支部のありかたについて議論してみてもはどうでしょうか。
- 民事の事件数が減少傾向にある中で、身近な紛争をどのように解決していくのか、調停のような制度の利用も含めて、考えてみるのもいいかもしれません。
- 調停制度は、創設以来100年を迎えようとしています。専門的知見を利用し、判決によっては実現できない柔軟な機能をもっているもので、多様化する社会の中で紛争解決手段としての機能をより発揮できるのではないかと思います。調停制度は、本庁・支部双方に関わる制度でありますし、こうした制度のありかたを踏まえて、市民にとってより利用しやすい裁判所についての御意見をいただければと思います。
- それでは、両者の意見を踏まえ、「裁判所をもっと身近に感じていただく」ということをテーマとし、その中で民事調停制度を中心に意見交換をするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(意見なし)
- それではよろしくお願いします。

【次回の予定について】

次回は、平成30年5月22日（火）午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。